

## 本宮市農業委員会 平成29年8月総会 議事録

1. 開催日時 平成29年8月17日(木)午後1時30分

2. 開催場所 本宮市役所 3階「大会議室」

3. 出席委員

農業委員会委員

1番	佐藤 孝昭	2番	渡辺 喜一	3番	渡邊 謙輔
4番	國分 政利	5番	遠藤 政幸	6番	國分 新司
7番	渡邊 孝一	8番	渡邊 平二	9番	伊藤 隆一

農地利用最適化推進委員

1番	石橋 広基	3番	遠藤 俊雄		
4番	遠藤 秀男	5番	國分 隆一		
7番	三瓶 和彦	8番	三瓶 修藏		
10番	根本 市徳	11番	渡邊 善幸	12番	渡邊 利一

4. 欠席委員

5. 遅参委員 農地利用最適化推進委員 2番 遠藤栄太郎 6番 佐藤 一徳  
9番 鍋島 正則

6. 職員 事務局長 渡邊 孝江

7. 書記 主査 武藤 正昭

事務局長 ただ今から、本宮市農業委員会8月定例会を開会いたします。欠席の通告は、推進委員2番遠藤栄太郎委員、推進委員6番佐藤一徳委員、推進委員9番鍋島正則委員です。開会のあいさつは会長職務代理者より申し上げます。

会長職務代理者 事務局長 ただ今から、本宮市農業委員会8月定例会を開会いたします。(時節の事柄) 本宮市農業委員会会長よりあいさつを申し上げます。

会長伊藤 隆一 時節の事柄

事務局長 これより先は、会長が議長を務め議事進行いたします。

会長伊藤 隆一 出席委員が定数に達しておりますので、会議は成立いたしました。次に議事録署名委員を指名します。1番佐藤孝昭委員、2番渡辺喜一委員を指名いたします。次に会期の決定ですが、本日限りとしてご異議ございませんか。(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、会期を本日限りといたします。日程に従いまして、報告を行います。農地転用現地調査委員長の報告を求めます。

國分新司委員 議長

会長伊藤 隆一 國分新司委員

現地調査委員長 調査委員長に選任されました私、國分新司です。渡邊謙輔委員、根本市徳委員、鍋島正則委員です。去る8月10日、13時30分より、事務局からの説明後、申請人等の立会いのもと現地を調査いたしました。申請の主なものは、一般住宅や集合住宅敷地の転用です。議案第47号「現況確認証明願い」件番2は、ぎんなん畑で下草も刈り取られた管理状態で耕作放棄地とは言えず、

現況確認申請は不受理扱いとし、議案書より削除願います。

いずれの案件も土砂等の流出・周辺農地へ及ぼす影響はないとするものと思われま。以上、現地調査委員会の報告といたします。

会長伊藤 隆一 報告第7号農地法第18条第6項の規定による届出に対する報告と7月定例会で許可の農地法第4・第5条の許可交付について事務局より報告いたさせます。

事務局 議長

会長伊藤 隆一 事務局

事務局 報告第7号農地法第18条第6項の規定による届出は1件でございます。(要約朗読)7月定例会で許可の農地法第4条1件、農地法第5条に係る事業計画変更の3件、農地法第5条10件については、7月25日付で、\*\*\*\*\*は「本宮市開発事業連絡調整委員会の協議回答書」の発布と同時としたため8月1日付で許可証を交付しております。

会長伊藤 隆一 報告事項でありますので、質疑は行いませんが、「農地転用現地調査委員長報告」につきましては、議案審議に際し意見を伺うことといたします。それでは、日程に従い議案の審議を行います。

会長伊藤 隆一 議案第42号農地の権利移動制限について農地法第3条第42項を上程します。申請1番を上程します。

会長伊藤 隆一 申請1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議長

会長伊藤 隆一 局長

事務局 局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 第3条現地調査委員の調査結果及び補足説明をお願い致します。

渡邊孝一委員 議長

会長伊藤 隆一 7番 渡邊委員。

渡邊孝一委員 議案第42号件番1について、8月13日に現地調査及び申請内容の確認を國分隆一委員と致しました。件番1については、譲受人は農業に従事しており、申請地は耕作目的で取得するものであり、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。以上の結果を踏まえ、件番1につきましては、許可適当と判断いたしました。

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 議案第42号農地の権利移動制限について農地法第3条第1項申請1番は許可とすることに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第42号農地の権利移動制限について農地法第3条第1項申請1番は許可とすることに決定いたしました。

次に申請 2～3 番は関連が有りますので、本宮市農業委員会会議規則第 10 条により一括上程とさせて頂きたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 一括上程とさせて頂きます。申請 2～3 番について事務局の説明を求めます。  
事務局長 議長

会長伊藤 隆一 局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 第 3 条現地調査委員の調査結果及び補足説明をお願い致します。

國分政利委員 議長

会長伊藤 隆一 4 番 國分委員。

國分政利委員 議案第 42 号件番 2～3 について、8 月 8 日に現地調査及び申請内容の確認を遠藤栄太郎委員と致しました。件番 2～3 については、譲受人は農業に従事しており、申請地は耕作目的で取得するものであり、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。以上の結果を踏まえ、件番 2～3 につきましては、許可適当と判断いたしました。

現地調査の報告と致します。

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 議案第 42 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1 項申請 2～3 番は許可とすることに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 42 号農地の権利移動制限について農地法第 3 条第 1 項申請 2～3 番は許可とすることに決定いたしました。

次に申請 4～10 番は関連が有りますので、本宮市農業委員会会議規則第 10 条により一括上程とさせて頂きたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 一括上程とさせて頂きます。申請 4～10 番について事務局の説明を求めます。  
事務局長 議長

会長伊藤 隆一 局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 第 3 条現地調査委員の調査結果及び補足説明をお願い致します。

渡邊平二委員 議長

会長伊藤 隆一 8 番 渡邊委員。

渡邊平二委員 議案第 42 号件番 4～10 について、8 月 12 日に現地調査及び申請内容の確認を石橋広基委員と致しました。件番 4～10 については、譲受人は農業に従事しており、申請地は耕作目的で取得するものであり、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。以上の結果を踏ま

え、件番4～10につきましては、許可適当と判断いたしました。  
現地調査の報告と致します。

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

三瓶和彦委員 議長

会長伊藤 隆一 三瓶和彦委員

三瓶和彦委員 売買単価を教えてください。

会長伊藤 隆一 事務局

事務局

10a 当たり\*\*\*\*円で、件番4は\*\*\*\*円、件番5は\*\*\*\*円、件番6は\*\*\*\*円、件番7は\*\*\*\*円、件番8は\*\*\*\*円、件番9は\*\*\*\*円、件番10は10a 当たり\*\*\*\*円です。

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 議案第42号農地の権利移動制限について農地法第3条第1項申請4～10番は許可とすることに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第42号農地の権利移動制限について農地法第3条第1項申請4～10番は許可とすることに決定いたしました。

次に、議案第43号農地の転用制限について農地法第4条第1項の規定による申請を上程します。申請1番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する、質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 議案第43号農地法第4条第1項の規定による申請1番は、許可することに、異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第43号農地法第4条第1項の規定による申請1番は、許可することに決定いたしました。

次に、申請2番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する、質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 議案第 43 号農地法第 4 条第 1 項の規定による申請 2 番は、許可することに、異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 43 号農地法第 4 条第 1 項の規定による申請 2 番は、許可することに決定いたしました。

議案第 44 号「農地の転用に係る事業計画の変更について」件番 1 について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 局長

(事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることに異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 議案第 44 号「農地の転用に係る事業計画の変更について」申請 1 番は、許可することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 44 号「農地の転用に係る事業計画の変更について」申請 1 番について許可することに決定いたしました。

件番 2 について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 局長

(事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることに異議ございませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 議案第 44 号「農地の転用に係る事業計画の変更について」申請 2 番は、許可することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 44 号「農地の転用に係る事業計画の変更について」申請 2 番について許可することに決定いたしました。

次に、議案第 45 号「農地の転用のための権利移動制限について」農地法第 5 条第 1 項の規定による申請を上程します。申請 1 番について事務局の説明を求めます。

- 事務局長 議長。  
会長伊藤 隆一 局長。  
事務局長 (事務局朗読・説明)  
会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。  
(異議なし)  
会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。  
(異議なし)  
会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 45 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 1 番は、許可することに意義ありませんか。  
(異議なし)  
会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 45 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 1 番は、許可することに決定を致しました。  
次に申請 2 番について事務局の説明を求めます。  
事務局長 議長。  
会長伊藤 隆一 局長。  
事務局長 (事務局朗読・説明)  
会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。  
(異議なし)  
会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。  
(異議なし)  
会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 45 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 2 番は、許可することに意義ありませんか。  
(異議なし)  
会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 45 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 2 番は、許可することに決定を致しました。  
次に申請 3 番について事務局の説明を求めます。  
事務局長 議長。  
会長伊藤 隆一 局長。  
事務局長 (事務局朗読・説明)  
会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。  
(異議なし)  
会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。  
(異議なし)  
会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 45 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 3 番は、許可することに意義ありませんか。  
(異議なし)  
会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 45 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 3 番は、許可することに決定を致しました。

事務局長 申請 4 番について事務局の説明を求めます。

議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 45 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 4 番は、許可することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 45 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 4 番は、許可することに決定を致しました。

会長伊藤 隆一 次に、議案第 46 号「農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願出について」を上程します。申請 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 議案第 46 号「農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願出について」の申請 1 番は、取消願出のとおり許可取り消しとすることに、異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 46 号「農地法第 5 条の規定による許可処分の取消願出について」の申請 1 番は、取消願出のとおり許可取り消しとすることに、決定をいたしました。

次に、議案第 47 号「現況確認証明願いについて」を上程します。申請 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 47 号「現況確認証明願い」の申請 1 番は、非農地である証明をすることに、異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 47 号 「現況確認証明願い」の申請 1 番は、非農地  
 である証明をすることに決定をいたしました。  
 次に、申請 2 番について、事務局の説明を求めます。  
 事務局長 議長。  
 会長伊藤 隆一 局長。  
 事務局長 件番 2 は、転用調査委員長の報告どおり、ぎんなん畑で下草も刈り取られた  
 管理状態で耕作放棄地とは言えず、現況確認申請は不受理扱いとし、議案書  
 より削除願います。  
 会長伊藤 隆一 議案第 47 号 「現況確認証明願い」の申請 2 番は、不受理扱いとし、議案書  
 より削除願います。  
 次に、申請 3 番について、事務局の説明を求めます。  
 事務局長 議長。  
 会長伊藤 隆一 局長。  
 事務局長 (事務局朗読・説明)  
 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。  
 (異議なし)  
 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。  
 (異議なし)  
 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 47 号 「現況確認証明願い」の申  
 請 3 番は、非農地である証明をすることに、異議ありませんか。  
 (異議なし)  
 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 47 号 「現況確認証明願い」の申請 3 番は、非農地  
 である証明をすることに決定をいたしました。  
 次に、申請 4 番について、事務局の説明を求めます。  
 事務局長 議長。  
 会長伊藤 隆一 局長。  
 事務局長 (事務局朗読・説明)  
 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。  
 (異議なし)  
 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。  
 (異議なし)  
 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 47 号 「現況確認証明願い」の申  
 請 4 番は、非農地である証明をすることに、異議ありませんか。  
 (異議なし)  
 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 47 号 「現況確認証明願い」の申請 4 番は、非農地  
 である証明をすることに決定をいたしました。  
 次に、申請 5 番について、事務局の説明を求めます。  
 事務局長 議長。  
 会長伊藤 隆一 局長。  
 事務局長 (事務局朗読・説明)  
 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。



- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 47 号 「現況確認証明願い」の申請 5 番は、非農地である証明をすることに、異議ありませんか。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 47 号 「現況確認証明願い」の申請 5 番は、非農地である証明をすることに決定をいたしました。
- 次に、申請 6 番について、事務局の説明を求めます。
- 事務局長 議長。
- 会長伊藤 隆一 局長。
- 事務局長 (事務局朗読・説明)
- 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 47 号 「現況確認証明願い」の申請 6 番は、非農地である証明をすることに、異議ありませんか。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 47 号 「現況確認証明願い」の申請 6 番は、非農地である証明をすることに決定をいたしました。
- 次に、申請 7 番について、事務局の説明を求めます。
- 事務局長 議長。
- 会長伊藤 隆一 局長。
- 事務局長 (事務局朗読・説明)
- 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 47 号 「現況確認証明願い」の申請 7 番は、非農地である証明をすることに、異議ありませんか。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 47 号 「現況確認証明願い」の申請 7 番は、非農地である証明をすることに決定をいたしました。
- 次に、申請 8 番について、事務局の説明を求めます。
- 事務局長 議長。
- 会長伊藤 隆一 局長。
- 事務局長 (事務局朗読・説明)
- 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 47 号「現況確認証明願い」の申請 8 番は、非農地である証明をすることに、異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 47 号「現況確認証明願い」の申請 8 番は、非農地である証明をすることに決定をいたしました。

次に、申請 9 番について、事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 47 号「現況確認証明願い」の申請 9 番は、非農地である証明をすることに、異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 47 号「現況確認証明願い」の申請 9 番は、非農地である証明をすることに決定をいたしました。

次に、申請 10 番について、事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 47 号「現況確認証明願い」の申請 10 番は、非農地である証明をすることに、異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 47 号「現況確認証明願い」の申請 10 番は、非農地である証明をすることに決定をいたしました。

会長伊藤 隆一 次に、議案第 48 号農用地利用集積計画の決定についてを上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 新規設定 2 件の議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 48 号「農用地利用集積計画の決定について」新規設定 2 件の議案は本宮市長より送付された計画案の通り決定することに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 48 号「農用地利用集積計画の決定について」新規設定 2 件の議案は本宮市長より送付された計画案の通り決定いたしました。

会長伊藤 隆一 次に、議案第 49 号「農地利用集積円滑化事業規程の変更承認」についてを上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 (事務局朗読・説明)本議案は、ふくしま未来農業協同組合の合併に伴う規定の変更承認について、市町村から意見を求められているものです。「農地利用集積円滑化事業」の規定の変更でございます。

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 49 号「農地利用集積円滑化事業規程の変更承認について」異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 49 号「農地利用集積円滑化事業規程の変更承認について」は異議なしの意見を附し回答することに決定致しました。

会長伊藤 隆一 次に、追加議案第 50 号「本宮農業振興地域整備計画の変更について」を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する、質疑を行います。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。追加議案第 50 号「本宮農業振興地域整備計画の変更について」異議ありませんか。

(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、追加議案第 50 号「本宮農業振興地域整備計画の変更について」は異議なしの意見を附し回答することに決定致しました。

以上をもちまして、議案はすべて終了しました。

事務局長 本日の議案はすべて終了いたしましたので、閉会のあいさつは会長職務代理者より申し上げます。

会長職務代理者 以上を持ちまして、本宮市農業委員会 8 月の定例会を終了いたします。

平成29年8月17日  
(閉会午後4時32分)

本宮市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

議長 伊藤 隆一

---

議席1番委員 佐藤 孝昭

---

議席2番委員 渡辺 喜一

---